

高知県宿毛湾港工業流通団地企業立地促進事業費補助金交付要綱の 一部改正について

【改正の経緯】

- ・宿毛湾港工業流通団地企業立地促進事業費補助金と高知新港企業用地・高台用地企業立地促進事業費補助金（以下、高知新港補助金。）を比較すると、表現や規定の相違が多数あり、両要綱の整合性を図るため高知新港補助金に合わせ内容を修正。

【主な改正点】

高知新港補助金に合わせた改正

① 対象業種等区分の変更

- ・高知新港補助金及び高知県企業立地促進要綱に合わせ、業種分類を変更。

② 新規雇用促進事業（通称、雇用奨励金）の交付額変更

- ・高知新港補助金及び他の高知県の補助制度に合わせ、「新規雇用者一律 100 万円／人」から「正規社員：100 万円／人・非正規社員：80 万円／人」に交付額を変更。正規社員での新規雇用促進を図る。

③ 様式の変更

- ・高知新港補助金に合わせ、「用地取得事業」と「施設等整備事業」の申請書類を一体化
- ・高知新港補助金にならい、補助事業を中止又は廃止する際の「補助事業中止（廃止）承認申請書」を新設
- ・その他、高知新港補助金に合わせた内容の変更

④ 表現及び細かい規定の整理

- ・補助対象事業者が守るべき事項等について、高知新港補助金に合わせ表記を整理し、より細かく具体的に規定する。

以上